第明三治二十五種郵便物認可
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一九〇）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一九一）　二
○航路標識に関する件
（海上保安庁二一二、二一三）　三

〔官庁報告〕

労　働
あっせん員候補者に関する公示
（中央労働委員会）　九

〔公　告〕

裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構
者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、西日本高速道路株式会社工事開始、地方職員共済組合役員の異動、厚生年金基金変更・解散・清算人就任関係

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告　示

○総務省告示第百九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十九年六月六日　　総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　青森県青森市中央３―19―1　(107.00) (2)　青森県青森市大字大谷字山ノ内６―427の内　(206.90)	北緯40度49分05秒東経140度44分51秒の地点と北緯40度45分44秒東経140度42分22秒の地点を結ぶ直線、北緯40度45分41秒東経140度42分20秒の地点と北緯40度44分52秒東経140度41分44秒の地点を結ぶ直線及び北緯40度44分48秒東経140度41分41秒の地点と北緯40度44分44秒東経140度41分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　山梨県南都留郡富士河口湖町船津1106―1　(876.50) (2)　山梨県南都留郡鳴沢村字大木原8514―1　(1004.90)	北緯35度29分36秒東経138度44分31秒の地点と北緯35度29分30秒東経138度44分13秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度29分17秒東経138度43分36秒の地点と北緯35度29分09秒東経138度43分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　愛知県名古屋市中区千代田２―15―18　(53.75) (2)　三重県桑名市多度町大字多度字麻呂岡1748―1　(674.50)	北緯35度09分23秒東経136度54分55秒の地点と北緯35度09分36秒東経136度49分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　大阪府大阪市浪速区湊町１―３―１　(70.10) (2)　奈良県生駒市鬼取町662―1　(674.83)	北緯34度40分06秒東経135度29分48秒の地点と北緯34度40分16秒東経135度33分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県仙台市青葉区本町３―３―１　(124.00) (2)　宮城県岩沼市志賀字西大森17―1　(359.00)	北緯38度16分00秒東経140度52分21秒の地点と北緯38度14分53秒東経140度51分38秒の地点を結ぶ直線、北緯38度14分41秒東経140度51分30秒の地点と北緯38度10分06秒東経140度48分33秒の地点を結ぶ直線及び北緯38度10分03秒東経140度48分31秒の地点と北緯38度08分54秒東経140度47分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域